

第 6559 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 11月 10日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税の端数処理

Q : 令和元年10月に消費税の軽減税率制度が実施されましたが、端数処理はどうしたらいいのですか？

A : 次のようにします。

【解説】

軽減税率制度の下では、基本的には、税率の異なるごとに売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの売上総額及び仕入総額を算出して売上税額及び仕入税額を計算することになります。

なお、消費税の申告に当たっては、軽減税率制度の実施前において一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税等相当額（消費税及び地方消費税の合計額に相当する金額）に基づいた消費税額の計算（積上げ計算）を行うことができましたので、実施後においても税率が複数となりますが、その税率の異なるごとに端数処理を行うことが認められることとなっています。

具体的には、一領収単位において税率の異なるごとに1円未満の端数処理を行った場合には、これまでと同様の要件を満たすことを前提として、税率の異なるごとに端数処理を行った後の消費税等相当額を基礎として納付すべき消費税額等の計算を行うことができますこととされています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】